

議第48号

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例
京都市青少年活動センター条例の一部を次のように改正する。

「	円	円
	900	1,900
	600	1,200
	400	800
	600	1,200
	600	1,300
	400	800
	600	1,200
	800	1,600
	700	1,500
	1,500	3,100
	600	1,200
	400	800
	600	1,200

別表第2 備考以外の部分中

600	1,300
200	400
5,200	10,400
2,600	5,200
700	1,500
300	600
600	1,200
200	400
600	1,200
600	1,300
1,500	3,100
300	600
700	1,500

を

920	1,950
610	1,230
410	820
610	1,230
610	1,330
410	820
610	1,230
820	1,640
720	1,540

		に,
1,540	3,180	
610	1,230	
410	820	
610	1,230	
610	1,330	
200	410	
5,340	10,690	
2,670	5,340	
720	1,540	
300	610	
610	1,230	
200	410	
610	1,230	
610	1,330	
1,540	3,180	
300	610	
720	1,540	

600	1,200
400	800
200	400
600	1,200
800	1,600

610	1,230
410	820
200	410
610	1,230
820	1,640

800	1,600		820	1,640	
900	1,800		920	1,850	
600	1,200		610	1,230	
400	800		410	820	
200	400		200	410	
600	1,200		610	1,230	
800	1,600		820	1,640	
300	600		300	610	
600	1,200	を	610	1,230	に改める。
400	800		410	820	
200	400		200	410	
600	1,200		610	1,230	
800	1,600		820	1,640	
800	1,600		820	1,640	
900	1,800		920	1,850	
400	800		410	820	
200	400		200	410	
600	1,200		610	1,230	
400	800		410	820	
600	1,200		610	1,230	
800	1,600		820	1,640	
400	800		410	820	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る必要があるので提案する。